

東京医療保健大学人権倫理委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学就業規則に基づき、人権倫理に関し必要な事項を審議するため、人権倫理委員会を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 人権倫理の保持に関すること。
- (2) セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等ハラスメントに関すること。
- (3) その他の人権に関し必要な事項。

(構成)

第3条 委員会は、大学経営会議において任命する専任教員及び事務職員をもって構成する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は、大学経営会議にて任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
- 5 委員長は、必要と認める場合には、委員以外の者を出席させることができる。
- 6 委員長は、必要と認める場合には、学外の専門家を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調停委員会及び調査委員会)

第6条 人権倫理に関し、特別に必要があるときは、委員長は調停委員会及び調査委員会を設置することができる。

2 調停委員会及び調査委員会については、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務人事部において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成21年10月21日から施行する。
2. この規程の施行に伴い、東京医療保健大学倫理委員会規程は廃止する。